

平成27年2月19日

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定の骨子（案）

農林水産省食料産業局

バイオマス循環資源課食品産業環境対策室

環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

1 食品循環資源の再生利用手法の優先順位の明確化について

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号。以下「判断基準省令」という。）の食品循環資源の再生利用等の実施の原則において、飼料の原材料として利用することができるものについては、可能な限り飼料の原材料として利用し、飼料の原材料として利用することができないものであって、肥料の原材料として利用することができるもの（食品循環資源を原材料とするメタンの製造の過程において副次的に得られた物品を含む。）については、可能な限り肥料の原材料として利用することとする旨を規定する。

2 再生利用としてペットフードの製造を行う際の取扱いの明確化について

判断基準省令の再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準において、食品循環資源の再生利用としてペットフードの製造を行う際には、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律並びにこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させる旨を規定する。